

当地に在留・滞在又は渡航を予定している邦人の皆様へ
在イスラエル日本国大使館
2021年1月7日

イスラエル当局による新型コロナウイルスへの対応等に関する情報提供 1/7

- 1月5日、イスラエル政府は、新型コロナウイルス感染の罹患率上昇を抑えるため、より厳格な行動制限の強化を承認し、1月6日、同制限の詳細について以下のとおり発表しました。
- 本行動制限の強化は、1月8日（金）から1月21日（木）までの間、実施されます。
- 本行動制限の強化に関する政府発表については、下記リンクを参照するとともに、今後ともイスラエル当局等からの最新情報の入手に努めてください。

【首相府及び保健省による共同宣言】

ロックダウンの強化に関する5日（火）の政府決定を受け、政府は保健省による追加の規制を承認した。

新たな規制は1月7日の24時から発効し、1月21日まで14日間有効となる。

1 活動制限

(1) 集会参加人数を屋内では5人まで、屋外では10人までに削減（結婚式、割礼式及び葬式については、屋内で10人まで、屋外で20人までの集会制限が引き続き適用される）

(2) 今次規制強化が発効してから航空券を購入した者のイスラエル出国に対する許可の撤回。ただし、規制に列挙されている目的での出国及び運輸省次官の承認がある場合を除く。

(3) プロスポーツ活動を制限し、球技のトップリーグにおける試合開催目的での施設営業を禁止。訓練のみの施設使用は可能。

(4) 高齢者の慰労活動のための外出許可の撤回（必要不可欠なソーシャルケアを除く）。

2 教育

(1) 特別教育及び法律で規定される例外を除き、生徒及び教員のために、教育機関の開講を禁止。

(2) 全寮制の寄宿学校の活動は30日以内に限り許容される。ただし、一度下校した生徒が寄宿学校に戻ることは認められない。

3 労働

(1) 不可欠なサービス、不可欠な物品を生産する工場、又は建設やインフラに従事する職員を除き、労働者が職場に入ることは許可されない。

(2) あらゆる雇用者は、職場の機能的な活動を維持するためのメンテナンスに必要であれば、職員が職場に滞在することを許可できる。これらの作業は、欠陥の修理、補修、配送、給与支払等を含む。

(3) 規制措置における必要不可欠な職種のリストに弁護士を追加。これは、弁護士が裁判所等で代理人を代表し、そのための準備を行い、また、遅延が許されず、かつ他の電子的な手段では不可欠なサービスを提供できない顧客を支援できるようにするためである。

(4) 必要条件を満たす労働者で作業を継続する意思のある者は、引き続きパープルバッジの条件を遵守することが求められる。

例外的に労働が許可される職種のリストは財務省のホームページに公表される。(当館注：下記財務省プレスリリース参照)

4 交通

公共交通機関における占有率を50%に削減(詳細：バス内の占有率を50%までに削減)。

5 予備選挙(略)

以下は現時点ですでに効力を有し、今後14日間継続する規制のリマインドである。

1 以下の例外事項を除き、自宅から1000メートル以上の外出禁止。違反に対する罰金は500NIS。

例外事項：ワクチン接種、医療またはソーシャルケア、デモ、法的手続、(車両で外出しない)スポーツ活動、世帯が異なる両親間での未成年者の移送、活動が許可されている職場または教育施設への移動、葬儀、結婚式、又は割礼式への参加。

2 他人の居住地に滞在する目的で居住地を離れることの禁止。

3 公共空間および商店舗の閉鎖：食品、衛生、光学、薬局、電化製品及び家屋の不可欠な修理に必要な製品を提供する店舗を除く。

4 宿泊施設・ゲストハウス、動物園、自然保護区のサファリ、国立公園、国立遺跡、記念碑の閉鎖。美容院を含む非医療ケアを提供する場所、美容・美容トリートメントを提供する場所、代替治療を提供する場所、モール、小売市場、博物館及びテイクアウト形式による飲食店の開業禁止。

- 5 自動車運転の実技レッスン、ツアー経営及び参加の禁止。
- 6 飲食物テイクアウトの禁止、配達サービスは許容される。

(1月7日付首相府及び保健省による共同宣言全文:英語)

https://www.gov.il/en/departments/news/spoke_joint_statement070121

(1月7日付首相府及び保健省による共同宣言全文:ヘブライ語)

https://www.gov.il/he/departments/news/spoke_joint_statement070121

(1月7日付財務省プレスリリース、不可欠な職種リスト:ヘブライ語)

https://www.gov.il/he/departments/news/press_06012021_b-new

【参考情報】

(イスラエル保健省)

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus-en/>

(National Emergency Portal)

<https://www.oref.org.il/en>

(新型コロナウイルスに関する当館から発出したこれまでの情報提供)

https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_jouhou.html

(新型コロナウイルス感染が疑われる場合の対処方法)

<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100090369.pdf>

【問い合わせ先】

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館HP: https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在留届電子登録・変更(3か月以上の滞在):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更(3か月未満の渡航):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>